

議 第 6 号

国民が安心できる原子力防災体制の構築に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月22日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海野 透

同 葉梨 衛

同 西條 昌良

同 桜井 富夫

同 白田 信夫

同 菊池 敏行

国民が安心できる原子力防災体制の構築に関する意見書

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、防災指針の見直しを検討してきた原子力安全委員会から『「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間的なとりまとめ』が示されたところである。

この中間とりまとめでは、これまでのEPZに代わり、PAZ、UPZを設定すること、避難等の防護措置実施の判断には、SPEEDIによる予測的な手法に代わり、環境における計測可能な判断基準(OIL)を用いること、オフサイトセンターの機能のあり方については、緊急時対応拠点と対策実行拠点の設置の必要性等、見直しの考え方や方向性が示されているものの、具体的な対応策や指標についてはなんら示されていない。

また、原子力安全委員会委員長からは、委員会が策定した防災指針を基に整備・維持を推進してきたSPEEDIを自ら否定する発言もあり、国の原子力安全行政への信頼を著しく低下させた。

よって、国においては、国民が安心できる原子力防災体制を構築するため、以下のことを強く求める。

記

- 1 国は責任をもって、原子力防災のあり方、原子力施設の種類ごとの災害想定等を早急に見直すとともに、新たに設定されるUPZ等の範囲において実施すべき具体的な防災対策を速やかに示すこと。
- 2 SPEEDIの問題点を精査するとともに、迅速な避難等の防護措置を実施するための手法を具体的に示すこと。
- 3 既存のオフサイトセンターの防護対策、電源・通信設備の強化を含めて、オフサイトセンターの機能のあり方を具体的に示すこと。
- 4 原子力安全委員会委員長に対し、原子力行政への国民の信頼回復のための断固たる処置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄

(提出先)

内閣総理大臣
経済産業大臣
文部科学大臣
内閣官房長官